

青森県報

号外第七十七号

平成十七年
九月一日
(木曜日)

目 次

告 示

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……

告 示

青森県告示第七七七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十七年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十七年九月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川～笹内川	水源かん養保安林	九五二・二四
岩木川下流	"	一八七・五九
岩木川上流	"	一、〇六〇・一一
平川	"	五八四・一八

浅瀬石川	"	六八一・七八
今別川～蟹田川	"	二五三・一二
青森地区	"	七六四・七五
下北東部	"	三七四・九六
下北西部	"	三一九・〇八
上北地区	"	九四・四〇
七戸川	"	六一一・四一
奥入瀬川	"	六九五・〇〇
馬淵川下流	"	九四四・五六
新井田川	"	一六八・〇六
中村川～笹内川	土砂流出防備保安林	一六八・五七
岩木川下流	"	三〇二・八八
岩木川上流	"	七・四〇
平川	"	四〇・六八
浅瀬石川	"	一〇六・三四
今別川～蟹田川	"	一八・五六
青森地区	"	一三五・二八

三沢市	"	"	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前のむつ市の区域に限る。)	下北郡東通村	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の市浦村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の木造町の区域に限る。)	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
"	"	"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"
一一・一六	一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・二三	二二・二〇	六・二〇	六・二四	〇・一八	九六・五五	九六・四〇	一・二四	七六・六一	二二・四四	一四九・四九

上北郡野辺地町	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前のむつ市の区域に限る。)	下北郡東通村	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の五所川原市の区域に限る。)	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の五所川原市の区域に限る。)	北津軽郡鶴田町	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の市浦村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の木造町の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の車力村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の森田村の区域に限る。)	深浦町 (平成十七年三月三十一日合併前の岩崎村の区域に限る。)	深浦町 (平成十七年三月三十一日合併前の深浦町の区域に限る。)	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市 (平成十七年三月三十一日合併前の八戸市の区域に限る。)	上北郡百石町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	防風保安林	"	"
〇・五〇	四・二〇	一三・八〇	〇・三〇	〇・〇二	二・五〇	一五・六五	五三・七一	六九・一八	〇・八〇	〇・六〇	二・二八	三・五六	二・六六	四・八〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭